

◎「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付 ▷▷



住民税非課税世帯の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。入院時に医療機関に提示することで、食事代などが減額され、医療機関での窓口負担も一定額までとなります。また、現在、認定証（有効期限7月31日(金)まで）の交付を受けている人で8月以降も認定が可能な人には、今月中旬に山口県後期高齢者医療広域連合から「申請のお知らせ」と「申請書」が送付されます。必ず**8月31日(月)までに**国保年金課で申請してください。

なお、認定証は**交付を受けた月の初日から有効**となります。

■申請時に持参するもの

- 後期高齢者医療制度の被保険者証
- 平成20年度の減額認定証（お持ちの人）
- ※現在「区分II」の減額認定証をお持ちの人で、認定期間内の入院日数が91日以上の場合、病院の領収書等、入院日数が確認できる書類も併せてご持参ください。

◇被保険者証を更新します ～7月中旬から簡易書留にて郵送します～

- 新しい被保険者証（大きいサイズ）は、届いたその日から使えます。
- 現在お持ちの被保険者証（カードサイズ）は、8月1日以降使えません。お手数ですが、各自で処分してください。

※被保険者証の詐取にご注意！
市職員等が被保険者証の回収に伺うことはありません。



Topics

山陽小野田警察署協議会をご存知ですか？

～安全・安心のまちづくりに向けて～



市では、平成18年9月に「安全安心まちづくり条例」を制定し、市民、事業者や警察署等と連絡・調整を図りながら、安全で安心なまちづくりに向けた事業を推進しています。事業推進の一環として、山陽小野田警察署内に設置されている「山陽小野田警察署協議会」を紹介します。

警察署協議会は、警察署の業務運営に市民のみなさんの意見を反映させるため、そのあり方について市民の意見を聴くとともに、警察署の業務運営を説明し、理解と協力を求めるための機関です。協議会委員の任期は2年で、県公安委員会の公募、署長推薦、団体推薦の候補者の中から8人が選出され、年4回の会議を開催します。委員は市民の代表として、みなさんから警察に対する要望を把握し、警察署長に対して提言を行います。提出された意見は、今後の警察活動に反映させていきます。

問い合わせ先 山陽小野田警察署 (☎ 84-0110)
市役所総務課 (☎ 82-1122)

定額給付金 トピックス



定額給付金の 申請手続きは 済まされましたか？

☎ 定額給付金対策室 (☎ 82-1112)

●申請手続きがお済みでない人へ

定額給付金および子育て応援特別手当の申請期限は、平成21年10月31日(土)まで（消印有効）です。期限を過ぎると給付を受けることができなくなりますので、お早めに申請してください。

●窓口現金給付を希望される人へ

窓口での現金給付を希望される人は、現在、次のとおり給付を行っています。

◇給付期限 10月30日(金)

※土日祝日を除く、8:30～17:15

◇給付場所 市役所総務課、総合事務所地域行政課

※申請書、申請者の公的身分証明書（運転免許証、健康保険証等）、印鑑をご持参ください。